

外交文書編纂事業の経緯について

吉村道男

はじめに

昭和六二年三月、『日本外交文書』大正一五年第二冊下が刊行され、ここに明治大正期全冊の編纂刊行の終了を見るに至った。昭和一年六月、『大日本外交文書』第一巻第一冊が上梓されてから実に足かけ五

二年の歳月を経て、別冊も含め計一六四冊の史料集が完結したのである。たまたま、ほぼこれと同時に『外交史料館報』が発刊されることになったので、この機会に『日本外交文書』編纂事業の経緯について述べることにしたい。

(1) 『続通信全覽』

題名の示す通り『通信全覽』の続集であり、幕末の外交関係を知る上に不可欠の史料集で、『通信全覽』は開国後の一八五九（安政六）年と一八六〇（万延元）年の外交文書を徳川幕府が編集したもので、全部で三二〇巻ある。『続通信全覽』は、一八六一（文久元）年以後一八六八（明治元）年に至る幕末の外交文書を、外務大録坂田諸遠らが明治七年以後約十年の年月を費して整理編纂したもので、全巻一七八四巻に達し、二十有余の部門に分れ、幕末外交の全般を知る貴重な史料集である。戦時中『幕末維新外交史料集成』としてその一部が刊行

日本では、明治政府が誕生して以来、外交史料の組織的編纂・刊行の必要がしばしば説かれ、外交関係文書の編纂公刊が試みられたが実

されたが六冊で中絶し、現在では雄松堂が『正統通信全覽』の復刻に当り、昭和六三年二月現在、全六〇巻の刊行を終え、ひろく利用されるようになった。

(2) 『外交志稿』

本書は明治十一年代に外務省記録局の編纂にかかるもので、わが国から明治初年に至る外国との関係事項を列挙し、これを簡明に略述したもので、三三卷及び年表五卷から成っている。三年間で完了し、明治一七年七月公刊された（全二冊、一は菊判八五二頁、他は年表三一一頁）。

(3) 『大日本古文書幕末外国關係文書』

明治四〇年当時外務省が保管していた旧幕府外交文書を東京帝国大學史料編纂所に移し、編纂刊行に着手したので、明治四三年に第一巻を出してから今日に至るまで四八冊が同編纂所により刊行されているが、未完であり、幕末と明治維新とを結ぶ外交關係は史料的には未開拓の分野が多い。

昭和一四年四月、外務省調査部第一課で作成した「外交史料編纂事業ニ就テ」と題する小冊子では、第一次大戦後の外交史料刊行事業の特質及び事業を促進した事情について、「戦後ノ文書刊行事業ノ特質ナル点ハ其ノ事業ノ大規模ニシテ体系的ナルコト即チ数年乃至数十年ニ亘ル期間ノ史料カ单ニ一タノ事件ノ説明ニ資スル為ノミナラス全体トシテ一貫セル目的ト方針トノ下ニ編輯セラレタル事及ヒ此等事業ノ遂行ニ當リテハ多クハ直接外務省トハ関係ナキ学界ニ委ネラレタル事カ拳ケラルヘシ」と述べ、このように大規模で包括的な目的を有する事業をもたらした原因について、大戦後の国際事情、社会事情の影響が少くないとして、(1)各政府の政策上よりの必要、(2)社会主義的風潮よりの影響、(3)学界よりの要望の三つの要因をあげている。

前記のように、明治初期から末年までの、外務省関係の史料編纂事業は、主として明治維新までの外交の軌跡を追うものであつた。それが一転して明治政府発足以来の日本外交の歩みを史料的にフオローし、体系づけるようになったのは、第一次大戦終了後の国際的環境の

変化と、各国政府による外交文書刊行事業の発達に影響されるところであった。いうまでもなく歐米では、外交文書の公表は戦後にのみ行われたのではなく、それ以前から各政府の政治的——主として対内的——あるいは事務的必要から生じた外交活動の報告書として作成されたものが多く、英國の外交青書はその典型であつた。第一次大戦後の欧米各国における外交文書編纂事業の隆盛は、その原因は多々あるが、何よりも各政府の戦争責任を問い、あるいは弁明するという、きわめて政治的な動機に発しており、従つてその内容についても客觀性を欠き、偏った点があるのも否定できなかつた。

「戦後ノ刊行事業ハ……ヨリ多ク學術的客觀的ノ価値ヲ有スルニ至レ
リト雖モ、各國政府ノ政策的必要ハ勿論重要ナル地位ヲ占ムルモノニ
シテ唯從來個々ノ事件ノ一々ニ就キテノ政策ヲ弁護セントスル傾向ニ
アリタルヲ、ヨリ普遍的ニ數年乃至數十年ニ亘リ一國ノ政策ヲ綜合的
ニ闡明セントセルモノナリ。而シテ文書ノ發表ニ對スル政治的配慮ハ
次第ニ對内的考慮ヨリ對外的考慮ニ向ヒツツアル事ハ争フヘカラサル
傾向ト看取セラル。即チ戦後ノ歐洲ハ『ヴエルサイユ』條約ノ項ニ
最モ多ク支配サルル故ニ自ラ其ノ是非ヲ論スルノ必要アリ大戰ニ於ケ
ル自國ノ責任ヲ回避セントスルノ傾向アリ。斯テ戦後ノ外交文書ノ公
表ハ具体的ニハ所謂戰責問題即チ大戰勃發責任論ト密接ナル關係ヲ有
シ、戰責問題ハ畢竟戦後ノ『ヴエルサイユ』條約ノ規定ニ對スル修正
ト否トノ態度ヲ示スモノナリ。此ノ編纂方針ノ根底ニ大戰ノ原因論ノ
アル事ハ此等大文書集ノ史料カ時代的ニ遡ル程疎ニシテ大戰ニ近キ程
密ナル事又此等ノ計画ハ發生の見テ大戰勃發ノ究明ヨリ出発シタル
事（中略）等ニヨリテ愈々明ナリ。斯ノ如ク歐米ニ於ケル公刊事業ハ
内外ニ對シ大ナル政治的目的ヲ有シテ着手セラレタルモノナリ。」と述
べてゐる。

次に(2)については、

「以上各國政府ノ政策的必要ノ外此種ノ事業カ特ニ戦後ニ於テ比較的
自由ニ促進サレタル事情トシテハ大戰後ノ國際的風潮ナリシ一般社会
ノ社會主義化、民主主義化ノ傾向ヨリノ影響ヲ蒙リタル事カ新ナル要
素トシテ挙ケラルヘシ。寧口文書發表ニ直接影響ヲ与ヘタルモノトシ

テハ此ノ傾向カ最モ与リテ力アルヘシ。即チ此種ノ事業ノ口火ヲ為シ
タルモノハ、大戰中乃至ハ戰後ニ於テ覆滅ヲ見タル独塊露ノ三帝國ノ
革命後ノ社會ニ於テ旧帝政時代ノ外交ヲ民衆ノ側ヨリ暴露シテ專制主
義ニ反対スルノ氣勢ヲ示シタル事ニ端ヲ發シタリト云フヲ得ヘシ。而
シテ皮肉ニモ此ノ三帝國ハ形式上外交政策ハ一般社會トハ遊離シテ發
展シ秘密外交ノ権化ト目サレ居タルヲ以テ、革命ヲ経テ反動的ニ斯ル
暴露ニ逢着セリト考へ得ラル一方、英仏ニ於テハ以上ノ諸国トノ対抗
上史料發表ノ政策的必要ヲ感シタルト同時ニ又對内的ニモ自國ノ政策
ヲ民間ニ明カニスルノ意図ヲ有セル事ハ疑ナカルヘク、英國ノ文書刊
行カ最初ノ労働党政府ノ下ニ於テ為サレタル事モ一応留意シ置クヘキ
一事ナリ。斯ル傾向ハ一般ニ帝國主義反対ノ風潮トシテ理解サルルモ
ノニシテ、歐洲ニ於ケル史料刊行カ極メテ解放的ナリシハ此ノ事情ニ
基ケル事ヲ看過スル能ハス」と外交文書公表の背景について言及して
いる。

最後に(3)の学界からの要望についても、外交史研究者の多くを有する欧米諸国で、このよくな事業が期待されたのも一動機をなしており、この風潮は特に米国で著しいと指摘し、こうなつたのも外交史の根本史料による研究が行われているためで、各国の学究が研究上の必要からなした一般的運動によつて外務当局の門戸の開かれたことは疑えないと、そして大規模な文書整理が学界の人士により、一定の科学的水準によつてなされたことも、既に外交史学界の相当の發展を前提としてのみ考えられることである、と述べている。

上記のよ^うな外交文書編纂の諸要因は歐米各国にとつて多かれ少かれ共通する要素であったが、日本においては第一次大戦の開戦責任に直接関連をもつことはなかつたし、外交文書編纂の緊急性も少なかつたけれども、「世界の大勢」と学界の要望に押されて着手されたとみてよいであろう。しかしそれが具体化されるのは、各国よりかなりおくれて、一九二四（大正一三）年になつてからであつた。すなわち当時は、清浦奎吾内閣が倒れ、いわゆる護憲三派内閣（加藤高明首班）が成立しようとする時期で、国民の間からも秘密外交打破の声があがつていた。外務省でもこれに応えようとする姿勢を保持し、準備を進めていた。大正一三年五月六日付の「参事官会議 文書課長主管」の高裁案「外交文書ノ公表ニ関スル件」には次のように記されている。

「外交文書ノ公表ニ関シテハ曩ニ本省内ニ設置ヲ見タル制度取調委員会ニ於テモ主義トシテ之カ実行方決議致候處……爾來本省ニ於テ之力準備ノ為メ種々研究ヲ重ね居リタルカ昨夏省内予算委員会ノ決定ニ基キ愈々之カ実行費トシテ人件費事務費ヲ合セテ合計貳万四千余円ヲ本年度予算中ニ計上方大蔵当局ト交渉シタル処……本年度ニ於テハ差当リ壹万六千円ノ事業費ノ支出ヲ認メラルニ至リタリ從ツテ今回ハ右ノ範囲内ニ於テ出来得ル限り之カ実行ヲ期スル外無之……」

その実行方法に関しては、情報部次長その他関係諸官で組織した小

委員会で慎重な考慮を加え、差当りの実行案を作り参事官会議に附議し、その審議の結果成案を得た。その「外交文書公表案大綱」は「一
公表機関 甲 決定機関 乙 編纂機関」、「二 公表ノ方法及順序」の二つに分れ、後者は「外交文書其ノモノヲ適宜取捨選択シ之ニ『レズユメ』ヲ附シテ発表スルコトトシ発表案件ノ主管課長ニ於テ先ツ必要材料ヲ蒐集シ公表主任官之ヲ整備シ編纂機関ニ於テ異議ナキトキハ決定機関ノ検閲ヲ受ケ之ヲ發表ス」と記されている。さらに「外交文書公表案附帶事項」のうち主要条項を摘記すると次のようである。

「一、公表案件

決定機関ニ於テ公表案件決定ノ際ハ成ルヘク國民ノ利益ニ直接関係ヲ有スル問題ニシテ國民ニ於テ其ノ経過ヲ知ランコトヲ切望セル案件ヲ選定スルコトヲ要ス

二、公表時期

事件解決シ又ハ一段落ヲ告ケタルトキ成ルヘク速ニ發表ス

三、公表事項中前當局者ノ取扱ニ係ルモノヲ含ム場合ニハ予メ右關係者ノ了解ヲ得ルコト

四、外國政府又ハ其使臣ヨリノ公文書ヲ直接公表スル場合ハ勿論間接ニ之ヲ引用スル場合ニ於テモ必要ノ際ハ之カ發表ニ關シ當該國使臣若ハ其ノ本国政府ノ承諾ヲ求ムルコト……

六、将来適當ノ時機到来ヲ待チ必要ニ応シ公表文書ヲ英文又ハ仏文ニ翻訳シ海外宣伝ノ目的ニ使用スルコト

なおこれらをまとめたと思われる文書「外交文書公表ニ關スル件」

のうち「発表ノ目的」という一節には、「外交文書ノ発表ニ付テハ政府ヨリ議会ニ報告スルノ形式ヲ避ケ外務省ノ手ニ発表ノ自由ヲ留保スルコト（即チ我国現在ノ政情ニ顧ミ英、米、仏等ノ如ク議会ニ或ル程度ノ外交文書公表ニ関スル請求権ヲ認ムルコトハ弊害多カルヘシ」との注目すべき文言が見えてゐる。ここに外交文書の公表に当つても、議会からの掣肘を避け、あくまで外務省に主導権をもたせたいとの意欲がうかがえる。この主旨に基づいて当時最大の外交懸案であった米国の排日移民問題に関する外交文書が編纂発行されることになった（一九二四年米国移民法制定及之ニ関スル日米交渉経過並英文附属書、菊判和文一〇九頁英文二六八頁）。発行部数は当初千七百部とされ、配付先及び割当部数は次の通りであつた。

元老枢密顧問官元帥等	四〇
内閣大臣地方長官	八五
各省及関係官庁	四〇
貴衆両議員	八五〇
新聞雑誌通信社	二三〇
在外公館及省内	二〇〇
省内記者クラブ	五〇
予備	二〇〇
計	一六八五

一般社会でもこの動きに注目し、各紙も報道した。例えば「秘密好きの霞ヶ関が外交を公開 国民外交実現のため 費用を臨時議会に」

（報知 大正一三、六、一八）、「外交の経緯を一々公表す 外務省新機軸を出し今後は歐洲各國の例に倣ふ」（中央、六、一八）、「日米問題の真相公表 秘密外交打破の皮切 向後時々新聞に発表」（国民、七、一三）、「英仏の例に倣つて外交文書を議会へ 先ず手始めに日米移民交渉の内容を……」（東日、七、一三）等である。このように各紙は国民外交の第一歩として歓迎したが、それは幣原外交の新鮮さを印象づけるものであつた。七月二八日の東京毎日新聞は、「国民外交への基礎的觀念と外交の根本義を一般に知悉せしむる目的の下に英仏諸国の先例に倣ひ過般外務省より発刊せられた外交文書一名ホワイトブックは予想以上に各方面より歓迎せられ当初の目算では発行部数四、五千部もあれば充分であろうとの予想は見事裏切られ約六千部を印刷した該文書は既に全部出払ひとなり目下尚続々として各方面より注文殺倒し之れを主管してゐる情報部でも其始末に窮して居る……」と反響の大きさを伝えている。

このようにこの時期の外交文書の公開は、目下展開されている外交問題とその折衝過程をひろく国民に認識させようとする姿勢を示すものであつたが、それがさらに拡大されて外交史料の編纂に具体化されるには、なお若干の年月を待たねばならなかつた。

外務省による本格的外交史料編纂の開始に至る過渡的事業として、

昭和初年に「外交史料編纂係」設置の計画があつたことに触れておきたい。昭和三年三月の「『外交史料編纂係』設置ニ関スル件」と題する高裁案が残つてゐるが、次のように記されている。

「現在文書課ニ保管スル浩瀚ナル外務省記録ハ遠ク維新前後ヨリノ文

書アリテ、凡テ之ヲ事件別ノ綴込トシテ整理保存シアリ。

然ルニ明治維新以来茲ニ六十年、日清日露ノ両役ヲ経テ列強ノ伍伴ニ列シ、次テ世界大戦参加以来五大国ノ一トナリ、三大国ノ一ト称セラルルニ至リタル我國ニ於テハ、此間ニ於ケル画世紀のノ國際的地位ノ向上ヲ達成シ得タル多岐多難ナル外交ノ経過ヲ確実ナル外務省記録ニ之ヲ求メ、以テ權威アル明治以来ノ外交史ノ編纂ヲ企図スヘキコト緊切ナリト謂フヘク此事タルハ以テ正確ナル外交史実ヲ後世ニ遺ス上ニ於テ、又一ハ我カ執り來リタル外交政策ヲ明示シ来テ國際政治上ニ於ケル我國ノ立場ヲ闡明スル上ニ於テ、正ニ緊要ナル國家的事業ナリト思考セラル（中略）然ルニ叙上ノ如キ外交史編纂ノ事タル極メテ至難ナル事業ニ属シ、藉スニ多大ノ歲月ト努力トヲ以テスルニアラスンハ其完成ヲ期シ難キハ言フヲ俟タサル所ナルカ、本事業達成ノ目的上、先ツ第一著手トシテ此際省内ニ「外交史料編纂係」ヲ設置シ、以テ明治初年以来ノ外務省記録ヲ周密広汎ニ亘リテ涉獵セシメ、本件外交史編纂上必要ナル諸資料ヲ抜萃シタル上之ヲ系統的ニ編纂スルノ事務ヲ管掌セシメ度、而シテ同係ノ構成ハ差當リ

一、主任 一名（勅任級）

一、係員 四名

内二名（奏任級）二名（判任級）

一、邦文タイピスト二名

トシ、来会計年度ヨリ之ヲ設置ノ事ト致度、

右仰高裁」

そしてこの主任として菊池義郎前チエコスロヴアキア公使（一八七七—一九四四）が予定されていた。昭和三年九月から編纂計画の立案にとりかかり、翌四年一月一〇日「外交史料編纂要目案」及び「外交史料編纂ニ干スル細目案」の計画を立て、吉田茂次官の決裁を経た上、同一九日から編纂の業に着手した。

これより先富田義詮は昭和三年六月一日より井上（馨）侯爵伝記材料の編纂に携わり、条約改正及び朝鮮事件に関する文書の編纂に従事していたが、同氏と城友一とは菊池元公使とともに、昭和四年一月一九日から、また岸田英治は同二月一五日から同事業に参加した。そこで処理された事項は、琉球所属問題、樺太千島交換問題、日朝修好条規締結、条約改正問題、明治一五年朝鮮事変、同一年事變、天津条約、日清修好条規通商條約締結問題、イリ地方における境界問題に關し露清兩國葛藤一件、英國のビルマ併合及び雲南地方割譲に關する英清条約等で、日清戰爭以前の主要条項を網羅している。

この事業は約一五か月続いて、昭和五年の三月には中止のやむなきに至つたが、殘務整理を行つた岸田（満鉄に転勤）の報告書には、「外交史料編纂事務ノ一時中止トナリタルハ事情余儀ナキ次第ナルモ、計画ノ實質内容ヲ詳知セサル外部ノ者ニハ、外務省ノ本計画ニ對

シ相当ノ期待ヲ有シ其ノ促進ヲ望ミ居レルモノノ如ク、時トシテ其ノ進捗如何ニ付一、二問合セアリタルヲ以テ、岸田ハ予テ文書課長トノ打合セニ基キ編纂事務ハ全然打切りトナリタルニハ非ス、一般省務ノ緩急ノ必要ニ応シ規模縮少セラレタル旨説明シ居ケリ、

卑見ヲ以テスルモ、此ノ際此ノ種比較的閑事業トハ云へ早キニ臨ミテ旧記録ノ整理ヲ断行シ置クニ非レハ容易ニ其ノ機会來ラサルヘシト思考セラルルヲ以テ、出来得ヘクハ専属員一名ヲ以テ引続キ小規模乍ラ事業ノ進行ヲ図ラルルヲ得ハ事宜ニ適スルモノト謂フヘク」云々と、本事業継続の重要性を訴えている。

五

右にみたように、昭和初期に外交文書の編纂刊行事業は一時具体化したにもかかわらず、時局や予算の諸条件に制約されて中絶するに至つた。しかし、昭和八年一二月、調査部が新設されるに当つてその主管事務に史料整備作業を加え、同部第一課（後に第四課）をして、外交史実の調査に当らしめることになった。そして昭和一〇年度予算中に史料蒐集編纂費（一九、九三〇円）を得、ここによく多年の懸案であつた外交史料公刊事業が日の目をみたのである。昭和一一年六月、『大日本外交文書』第一巻第一冊（自慶應三年十月至明治元年六月）が発刊されたが、菊判一〇四四頁、天金、背皮、函入の堂々たる体裁で定価は八円であった。

これが発行されると、各方面から好意的な反響があり、例えば東京帝大教授神川彦松博士は「明治政府の外交は茲に始めて、その根本史料を余す所なく提供せられ、明治外交の研究は始めて可能となつたのである。我が外交史界に対する寄与は絶大であると謂ふも敢て溢美の言ではないのである。」（『東京朝日新聞』昭和一一年五月二十四日）と述べ、徳富蘇峰は「国民トシテ明治維新以来ノ外交史料ヲ知ルニハニツナキ便宜ト云ハサルヘカラス」と紹介し、竹越與三郎（三叉）も、近時学界にもたらされた一大収穫であるとし、敢然と門外不出の秘書を世間に提供した外務省の画期的英断と時勢への達観を賞揚した。また松本（忠雄）外務政務次官は、「過去ヲ離レテ現代無シ、歴史ヲ知ラシテ将来ヲ断ズル事ヲ得ズ。本書ノ出版ノ如キハ、結局ニ於テ国民ノ外交ニ關スル認識ヲ深メル為メノ材料ニシテ、又有能達識ノ外交官ヲ作ル為メノ資料ナリ。外務省トシテハ日々處理スル重要ナル外交事務ト同一程度ニ、或ハ夫レ以上ニ力ヲ致スヘキ必要ト価値ノアル事業ナリ」とその意義を強調した。⁽¹⁾

純粹の学術誌例えば「國家学会雑誌」（第五〇巻八号）では、神川教授がこれを詳しく紹介し、諸外国の既に刊行された外交文書及び我が国で出版された諸史料集と比較するに多くの点において特色と長所とを有するのを発見する、と述べている。その編纂方法についても、編年的方法か事項別的方法のいずれかをとらざるをえないし、両方法には一得一失あつて何れを優れりと断定しがたいが、「純粹なる編年体はあらゆる事項に亘る一切の文書を単純に年月日の順位に羅列するもの

であるから、各個の事件に關する統一的系統的認識を得難く、検索と研究上多大の不便あるを免れないものである。大日本外交文書は原則として、編年体を採用している。即ち一年一巻を原則とし其年度に於て起りたるあらゆる事件に關する文書は一律に月日の順位に配列せられているのである。しかし編年体に伴う不便を出来るだけ避くるため、一方に於ては各文書に番号と見出を附して検索に便すると同時に他方に於ては、各卷末に事件別索引を附して、各事件の調査研究に備えている。かかる方法により、本文書集は編年体の長所を完全に具備すると共に亦事項別方法の長所をも若干加味し、用意周到なる編纂振を証示しているのである。

『大日本外交文書』が從来既に発刊されたる同種の史料集に比して有する一の特色は史料の選択に於て厳密なる点である。太政官修史局が夙に編纂したるかの『復古記』の如き、又前頭の『大日本古文書幕末外國關係文書』の如き、膨大なる資料を蒐集しているが資料の取捨選択に於て聊か粗漫の憾なきを得ない。然るに『大日本外交文書』は、その凡例に於て指摘せる如く、明治政府の外交に關する根本史料の収集を眼目とし、これと密接なる関連を有する重要な参考資料を加うるものであつて、外交と直接關係なき雑多の材料を棄捨しているのである。』とその中味にも触れている。さらに編纂体制についても『大日本外交文書』は外務省調査部の編纂にかかり、その實際の衝に当つたのは其第一課の職員諸氏である。……其の編纂の良心的にして、厳密いやしくもせず、東西の既刊外交文書集に比し敢て劣らざる成績を、

僅々の歳月間に挙げられたるその努力に対しても、敬意を表せざるを得ないのである。しかし編纂機関の組織に當つては外務省の現在の制度は之を諸外国のそれに比較するに誠に貧弱であり且臨時的であつて、事業其ものの性質と相容れざる欠点を有するを認めざるを得ない。

将来は諸国外務省に置かるる歴史局の如き又外務省と密接に協力する史料編纂委員会の如き、或は我国に於ける東京帝國大学史料編纂所の如き、又文部省維史料編纂事務局の如き特殊なる機構を外務省内に設置する要あるべしと思われるるのである」と、組織の拡充を訴えたのである。また「歴史学研究」の第六卷第九号でも石井孝氏が紹介し、編纂上の技術的な細かい点を指摘した上で、「近來、維新明治史の研究は長足の進歩をなして来たに拘わらず、かかる事情は外交史の側面に於ては、全く後れた状態に止まらせられ、我が現代史の理解を妨げ居た点が少くなかつたと思ふ。ここに、外務省がその所蔵する重要外交文書を、かかる形式で公開されんとすることは最重要な機密文書は公開し得ぬ状態にあろうから、この意味で外交史の更に深き理解は依然妨げられるであろうとは言え、これのみを以てしても、我が現代史の内外両面よりする全面的理解に画期的な貢献をなすものと言ひ得よう。』と評価している。

広田弘毅外務大臣は『大日本外交文書』の序文で、明治以来のわが国の修史事業とくに外務省関係のそれに触れた上で、的確なる歴史の研究は正当な史料に基づくを要するとして、「近時ニ於テハ諸般ノ国政ニシテ公開セラルモノ多キヲ以テ、歴史研究者ニシテ国事ニ関スル

重要史料ヲ得ルコト必シモ往時ノ如ク困難ナラサルモノ少カラス、但シ斯ノ如キ事態ハ主トシテ内政方面ニ認メラル所ニシテ、事外交ニ関シテハ其ノ重要史料ハ依然トシテ独リ外交当局ノ手中ニ止マリ一般世人ノ閲知シ得サル状態ニアリ、而カモ之レ外交交渉ノ性質上洵ニ已ムヲ得サル所ナリ」と外交史料の特殊性に言及している。そして明治以来の国威の振張と国際的地位の確立にふれた上で、「従ツテ此ノ時代ニ於ケル我カ外交ノ経緯ヲ示スヘキ此ノ大日本外交文書ハ、我カ国史竝ニ世界史ノ研究ニ対シ必スヤ重要ナル資料タルヘシ」とその抱負を述べている。

また本書には一一頁に及ぶ凡例を付し、基本文書の性格、史料採録の基準、文書の配列、各文書の見出し、引用した編纂物の書名等につき、仔細にわたり解説している。もって編者の周到な用意の程が推察できよう。爾来、第一巻第一冊（自明治元年七月至同年十二月）、第二巻第一冊（自明治二年一月至同年五月）、第二巻第二冊（自明治二年六月至同年九月）、第二巻第三冊（自明治二年十月至同年十二月）というようになつたが、明治時代の文書のみでも六万冊に上り、従来の編纂方式では明治時代を完了するだけでもどれほどの時間がかかるか分らない有様であった。昭和一二年三月の第七〇回帝国議会予算委員会の席上、芦田均委員は、現在程度の進行状態では明治時代の完成まで将来五十年の日子を要するので、経費人員を増加充実して、これが完成を促進すべき旨希望を述べた。貴族院でも三上參次博士が、各大学の講座の現状に鑑み、本書の如き史料にして今少し早く公刊せられ

ていたならば、歴史学界あるいは外交界においてもどんなに便利を得られたろうかと感想を述べ、本書完成の速かならんことを切望するとともに、編纂事務に関する官制を制定して、適材を登用し官吏たるの身分を与えて安んじてその事務に専念せしむることの必要を説いた。

これらの意見を反映してか、第三巻（明治三年分、昭和一三年九月発行）からは従来の一年分冊主義を廃して組方を改めて、紙面節約と内容増加による一年一冊主義とし、従来の編年別（日付順）の配列を廃して事項別とし、別に巻末に編年別索引を付す等、編纂方針に変更を加えた。さらに編纂事業専門職員の拡充が計られ、昭和一四年には大熊真（東京帝国大学文学部卒、「國際知識及評論」の編集に従事、外務省嘱託として第五回国際連盟総会の全権隨員）、太田熊太郎（東京帝國大学文学部国史学科卒、文部省維新史料編纂官）を外務省編修官に任命した。また當時専門職員としてこの仕事に当った者の中には後の下村富士男（東京大学教授らもいた）。このようにして編纂員も二班に分れて隔年宛を分担し、編纂技術も習熟して能率があがるようになり、昭和一五年までに九巻（明治九年）一二冊の刊行をみたのである。

六

なお『大日本外交文書』の発刊と並んで、『世界大戦関係日本外交文書』の刊行が特記される。これは『大日本外交文書』編纂事業の創始に先立ち、昭和八年以来長岡春一元駐仏大使及び木村鋭市元チエコ公

使の指導の下に、第一次世界大戦に関する記録蒐集の事務がはじめられたものである。一時事務の停頓をみたが、玉木勝次郎元参事官がこれを引きつき、調査部第一課が担当してからこの作業は促どり、サラエボの兇変から欧米各国の参戦に至る経過、日独開戦とこれに関連した日本と他国との外交交渉を網羅した一一四四頁にわたる大冊が昭和一四年三月刊行された。当時は「機密扱」とされたため世に普及されずに終つたが、幾多の斬新な編纂方式を採用し、質量ともに優れた外交史料集の傑作といつてもよい。なお、他の諸国の外交文書がすでに公表されている段階で完成したこの文書集が機密扱いとなつたのは、中国の第一次大戦加入問題に関する文書が収録されていたためであろうと思われる。この文書集は、当時の対中国関係基本史料が第二次大戦末期に多数焼失したため、非常に貴重なものとなり、後に『日本外交文書』の編纂に裨益するところ大であつた。

なお明治期の各年度別の外交文書のほかに特殊項目別の編纂物がある。その中で重要なものは条約改正関係史料集であろう。昭和一九年二月、日本学術振興会（恩賜財団）より、わが国の明治以降の立法史料蒐集事業の一部として、外務省保管の記録により条約改正に関する史料を蒐集編纂したい旨の申請があつたのに對し、これを許可し経費はすべて同会より支弁することとし、同月から調査部第一課において右編纂事務を開始した。本事業は、明治初年以来陸奥条約に至るまでの条約改正に関する外交史料の蒐集編纂を目的とし、岩倉大使時代（明治元年より六年まで）、寺島外務卿時代（同六年より一二年まで）、井

上外務大臣時代（一二年より二一年まで）、大隈外務大臣時代（一二一年より一二二年まで）、青木・榎本両外務大臣（一二三年より一二五年まで）、陸奥外務大臣（一二五年より改正条約調印一二七年まで）の六時代に区分し、編纂開始以来三年で完結した。ただし刊行は、昭和一六年六月第一卷、一七年七月第二卷、一二〇年二月第三卷と続き、第四卷が出たのは終戦後の昭和二五年八月で、このほか同二三年一二月『会議録』が、同二五年六月『経過概要付年表』が、同二八年一一月『追補』が刊行された。

これと関連して、日本と各国との通商上の経緯を明らかにしたものに『通商条約関係日本外交文書』全三巻があり、『通商条約と通商政策の変遷』（川島信太郎氏筆）と題する浩瀚な通史的記述もある。

このようになびかれていた外交文書の編纂刊行事業はようやく軌道に乗ることとなつたが、それと同時に国際政局の急変、とくに日中戦争の長期化などによつて大きな影響を蒙らざるをえなかつた。昭和一五年、第二次近衛内閣の松岡洋右外相の際、外交文書編纂は時局に顧みて「不急」の事業として中絶の止むなきに至つた。このとき外交文書の編纂刊行に終始理解を示し援助を与えた神川博士が「不急」の事業ではなく、「不朽」の事業だとして抗議したという話が伝えられている。

第二次世界大戦中には、外交文書公表に關し注目すべき動きがあつた。それは昭和一六年一二月の日米開戦に至る外交文書を公表し、自國の主張の正しさを國民あるいは他国に認めさせようとする動機で、昭和一八年七月外務省内で「開戦責任外交文書編纂公表準備に関する會議」が開かれたことである。東条内閣の重光外務大臣のときで、すでに日本の戦局は不利に陥つていた。その議事要旨は次の通りである。

「大東亜戦争ノ開戦責任ニ関スル外交文書ノ編纂並公表ノ準備ニ関シ、昭和一八年七月九日霞閨会會議ニ於テ岸文書課長、工藤電信課長、曾禰政務二課長、太田政務五課長（代理柿坪事務官）、加瀬政務六課長、松平条約一課長（代理井手事務官）、原通商一課長、法華津書記官、東光大東亜書記官、井上調査一課長、市川領事（調一）參集シ概略ノ打合ヲ為シタルガ其結果大要左ノ通り

一、文書蒐集範囲ハ大体日支事變勃発前後ヨリ出発シ（宣戰ノ大詔ニモ日支事變ヨリ説起シアリ）日米交渉ヲ含ムコトトシ、内、我方ニ對スル經濟的圧迫ニ關シテハ米国ノ日米通商條約廢棄ヲ起點トシテ必要ニ応ジ其以前ニ遡ルコトトシ

二、此ノ間ニ於テ我方が隱忍自重シテ事ヲ平和裡ニ解決セント努メタルモ彼ハ我が意ノ存スル所ヲ敢テ酌マズ我ニ加フルニ不当ナル圧迫、特ニ經濟的通商的圧迫ヲ以テシ、終ニ事ヲ破局ニ追詰ムルニ至

レル経緯ヲ當時ノ資料ソノモノノ何等修飾セサル發表ニヨリテ中外ニ明カララシムルノ趣旨ヲ以テ電信及公文ヲ關係各局課ニ於テ摘出しヲ適當ナル担任者ニ於テ統一的ニ蒐集編纂スヘキコトシ

三、右ハ本年十二月八日ニハ公表可能ナル形ニ為シ置ク様遲クモ十月末迄ニ完成ノ予定ヲ以テ行フヘキコトトシ

四、尚未右資料ノ統一的蒐集、編纂スヘキ適當人物ニ付意見ヲ交換シ右担任者決定ノ上更ニ其出席下ニ関係官ノ會議ヲ開催スヘキコトヲ打合セ散会セリ 以上】

これによると、隱忍自重していた日本が戦争にたち上らざるをえなかつたのは、アメリカが日本に対し經濟的通商的圧迫を加えたためであることを、外交文書の編纂によつて実証し、宣伝しようとする意図に発したものであつた。第一次大戦後のヨーロッパ諸国の外交文書編纂事業が、開戦責任の有無といふきわめて政治的な利害関係に基づいていることを、日本の場合にも当はまることが実証される事例であつた。

この一九四三年には、米国側で外交文書日本特集一巻が公表された。上下一七〇〇頁に及ぶこの浩瀚な外交文書集 Foreign Relations of the United States, Japan : 1931-1941 には、満州事變から日米交渉決裂までの外交文書が収録され、その目次を見ても、日本軍の満州占領、日本の海軍軍縮への非協力、日本軍飛行機による一般市民・非戦闘員への空爆、日本の軍事侵略にもとづく日米間の緊張、日本の南方進出など、太平洋戦争の破局の原因と責任とが日本にあることを鮮明にす

る意図によつて編纂されている。アメリカの場合、ローズベルト政権のとつた対日政策に対する孤立派のきびしい批判に答へようとする國内政治的觀点から発表を急いだとみられるが、いずれにせよ、外交文書の編纂公刊をもつて戦争に至る過程の正当性を代弁させようとした

日米双方の政府の意図は奇しくも一致していたと考へられる。⁽³⁾

なおもう一つ、戦争末期に検討された外交史料整備に関する計画のことについておきたい。それは「戦時外交史料委員会」（仮称）というもので、昭和一九年六月九日付の設置案によると、

「一、調査局ニ戰時外交史料委員会ヲ設置シ、時局ニ緊要ナル文書ヲ整備ス」とあり、「既存資料整備手続」として、「（一）華府會議、満州事変、大東亜戦争ヲ夫々出発点トシテ現存資料ノ整備ニ當ル為、史料委員会ニ三部ヲ設ケ各部ハ夫々逐年的ニ一年間ノ重要案件表ヲ作成シ審査委員会（仮称）ニ廻付ス」と記され、以下審査委員会の構成などに触れている。この案に対してもは、

「一、記録疎開ト矛盾ス　二、支那事変以後ハ満足ナル記録スラモナキ状態ナルニ付此ノ部分ノ記録完備ガ急務ナリ　三、史料委員会ヨリモ寧口其ノ事務當局式ノモノガ必要ナリ委員会式ハ無用ナリ」とのコメントが欄外に付され、「條約局長（注　当時は安東義良氏）曰ク『運用ノ要点ハ将来ノ記録ニ置ク所存ナリ』ト」と書かれている。因みに外務省の記録及び図書類の疎開は、昭和一九年四月下旬から約一か月にわたつて行われており、右の史料委員会設置案は疎開作業終了直後のことであつた。この計画については外務省内部の意見も必ずしも統

一がとれておらず、時局逼迫の時期にこのよつた案が提出された理由は必ずしも明瞭ではない。

要するに、昭和一八年以降のこの二つの外交史料整備計画は、昭和一年以来継続されてきた純粋な史料編纂の事業とはやや異質のものと考えてよいであろう。外交史料の編纂は、昭和一五年以来「不急の事業」として事務整理が行われ、予算も削除され、刊行は中止することになつたが、原稿の編纂・整理は細々と行われていた。昭和一七年一月八日には、外務省の火災によつて、貴重な原稿及びその基礎となる重要な記録を焼失し、さらに一〇年の終戦前後には、かけがえのない記録多数を失なつたのは、かえすがえすも残念なことであつた。

八

一九四五年（昭和二〇）八月、第二次大戦が終り、日本は未會有の混乱に陥つたが、外務省の外交文書編纂事業は再び開始された。終戦後間もなく、たまたま占領軍法律顧問のコールグローヴ教授が、外務省を訪問した際この事業を知り、「これは最もヴァリュアブルな仕事である」との賛辞を寄せたといわれる。⁽⁵⁾ 昭和二二年三月、以前の「大日本」の「大」をとつた『日本外交文書』第二〇卷が公刊された。『大日本外交文書』は昭和一五年九月に第九卷が発刊された以来中絶しているが、第九卷から一挙に第二〇卷にとんだのは、前記の外務省火災のおりに、この期間の重要な記録、原稿を焼失したためであつた。爾来、

これらの補填に努めてきたが、急には完成を期しがたいので、比較的整理の容易な明治二〇年以後の文書を公刊することとし、第一〇巻から一九巻までは、原稿の整理、補填ができ次第これを公刊することにした。しかし全体的にみると「一〇年代の朝鮮問題その他の対外問題に関する『外交文書』は、原記録が外務省の火災によって一部焼失したことも原因となって、収録文書が質・量ともに弱体をまぬがれていないので遺憾である⁽⁶⁾」という状態であった。

昭和二三年、外務省の官制改革に伴って、本事業は調査課から文書課の所管に移った。翌年一〇月七日付で、文書課が国会答弁資料として作成した「日本外交文書の編さん及び公刊事業の進捗状況」には次のような一節がある。

「本事業は単に外交に関する史料の整理、保存という事務上及び史学上の必要からばかりでなく、次のような理由で、適正な外交を効果的に行うという実際政策上も甚だ重要なことで即ち

第一に、最も確実な史料に基いて明治以来の日本外交の全貌を、明かにすることは、外交当局自らの厳正な反省に資すると共に、日本外交に対する我国及び外国の識者及び一般国民の理解、又は批判を得る上にも甚だ有用であります。

第二に、将来も外交文書を公刊することは、国民の間に広く外交智識を普及し、国民外交、民主的外交を確立し、秘密外交を排除する上にも役立つことあります。

第三に、凡そ外交交渉を行う場合、これに関係ある外交上の史実、先例を援用することは、要求を貫徹する上に極めて肝要であり、このことは実際各国が行なっている所であります。この為には、平素から外交史料を整備し、公表しておくことが必要であります。

以上のように、外交文書の編さん及び公刊は、決して不要不急の事業ではなく、極めて重要且つ有意義なものであります。その成果は最近米国の学界等においても、相当高く評価されております。

併しその進捗状況は、従来予算及び人員の充分でない為に、年々僅か二、三巻を刊行するに過ぎず、現在は、猶明治二十年代の分の編さん当つてはいるよな実情でありまして、既刊の分十五巻に達し、未刊の分は七十一巻も残っているのであります。」

右の文書は同月一〇日、英訳され総司令部に対する予算説明用として使用された模様である。

このように終戦後のさまざまな困難の中につても、イタリアの歴史家マリオ・トスカーノ教授（ローマ大学）が、

「蒐集（史料）の公刊継続の試みの中で、日本人は終戦期に少なからぬ障害に直面した。……戦前の公刊を特徴づけていたのと同様な、技術的及び学問的な努力の高い水準をもつて、一九五一年に再び公刊は開始された。」と評価するように、外交文書の編纂・刊行事業は着々と進められた。

昭和二六年度、かねて本事業の拡充を企図していた三宅喜二郎文書課長のもとに、栗原健事務官（のち文学博士）が外交文書編纂室長と

なり、さらに翌二七年度には張間利春元大使館参事官、内藤智秀博士らがこの仕事に参加して編纂体制が強化された。これより先、学界方面より多年にわたって外交文書編纂事業推進のため尽力された神川彦松博士にかわって、植田捷雄博士が新たに協力されることとなつた。

このようにして逐年刊行を続行した結果、昭和三八年会計年度には明治時代全冊（通算七三冊）の公刊を完了するに至つた。明治期の外交史料集では、各年度別のはかに北清事変（義和団事変）、日露戦争、清国事変（辛亥革命）等の重要な事件についての特集を編纂刊行した。なお明治年間の追補として二巻を発行したが、その第一冊には『日清交際史提要』と『露独仏三国干渉要概』を含んでいた。同書の大半を占める前者は、多年北京公使館に勤務した中島雄書記官が、明治維新以降北清事変の発生に至る日清間の主要諸事件について、外交文書等に基づいて、明治四一年一二月編纂した調書であり、既に刊行された『日本外交文書』の日清交渉の欠を補う部分もあつた。また後者は表題の示すように、三国干涉からあまり時期を離てずに外交文書に基づいて編纂された秘本である。

『追補』の第二冊は、明治一五年に東京で開催された条約改正予備会議及び明治一九年乃至二〇年、東京で開催された條約改正本会議の会談録英文・仏文を収録したものである。さらに通商条約関係三冊と並んで、万国平和会議を扱つたものに『海牙万国平和会議関係・日本外交文書』二巻がある。

このほか特殊な問題を扱つたものや、特殊な資料集で「別巻」とも

称すべきものがある。日露戦争当時の小村寿太郎外相の活動を中心として外交の経緯を綴つた『小村外交史』や『日本外交年表並主要文書』上下二巻などがそれである。前者は、もともと外務省から小村外相の伝記を委嘱された信夫淳平博士が大正八年一一月に起草して、三年後の一一年六月、一応脱稿をみた『侯爵小村寿太郎伝』を増補し、昭和二八年二月刊行された。

後者は、『日本外交文書』の完結までなおかなりの年月を要するので、その間の重要な外交文書を選択し、また執務参考にも資するために、とりあえず幕末（一八四〇、天保一〇年）から、太平洋戦争終結（一九四五、昭和二〇年）までの外交年表と、条約その他主要文書を網羅したものである（昭和二〇年三月刊）。同書は主として白井勝美事務官（のち筑波大学教授）が栗原編纂室長と共に企画し、非常な苦心を傾けて編纂に当つたもので、これが公刊されると日本外交史の研究に不可欠な必携書として好評を博した。さらに『近代陰陽暦対照表』という元禄一三年（一七〇〇）から明治四四年（一九一）までを扱つた暦表もある。

前述のとおり昭和三八年一〇月、明治年間全冊が完結したが、その最終巻（第四五巻第二冊）の序文は、公刊を終えるに当つて、本書の編纂・公刊に直接間接に力を尽された神川博士と外山利雄氏に対して、改めて次のように感謝の意を表している。

「明治全期にわたるわが国外交の全般を示す綜合的外交史料の集成は本書において達せられたのであり、本書がわが外交発展の経緯を内外

の学界、識者に永劫に伝える根本資料となり、併せて今後における方策の基本確立のために資することができれば編者の最も幸せとするところである。明治年間日本外交文書の刊行を完了するに当り、本事業創始以来常時助言を寄せられ協力を惜しまれなかつた神川彦松博士ならびに外務省において終始一貫本書の編纂に尽瘁せられた外山利雄氏にたいし深く感謝の意を表する次第である。」

こうして、昭和一二年に芦田均博士が「明治時代を終るにも五十年を要する」といわれた本事業も、その途中で戦争という異常事態に妨げられながらも、足かけ二七年で満りなく完結をみたのである。

九

明治年間の公刊終了に引き続き、大正期の編纂・公刊事業に移つた。大正期は年代としては明治時代の三分の一にすぎないが、日本の対外関係はきわめて多彩、複雑となり、記録の量も膨大なので、明治期とはおのずから異った方法をとらざるをえなかつた。そこで編纂室としても、東大の岡義武教授を招いて研究会を開くなどして、大正時代の特質を把握し編纂上の知識を豊富にするための準備を整えた。そしてその刊行方針としてさしあり(一)一般事項、(二)对中国関係事項、(三)米国の排日問題、第一次世界大戦、ワシントン会議関係等、各年を上記三事項に大別し三分冊とすることにした。こうして昭和三九年三月、『日本外交文書大正二年第一冊』が刊行され、爾来その作業は順調に進み、

昨年（昭和六一年）三月、足かけ二四年の歳月をかけて大正時代の公刊を終えたのである。取扱つた事項の主なものは、第一次世界大戦の勃発と日本の参加、いわゆる二十一か条問題、ロシア革命とシベリア出兵問題、パリ講和会議、国際連盟と日本の対応、ワシントン会議、米国の排日移民法制定問題、日ソ国交回復交渉、中国開税会議など多彩をきわめており、公刊巻数も五七冊で短期間を扱つたものとしては、相当な量に達している。

外交文書編纂の主管は、昭和三九年に文書課から国際資料部に移り、同四六年には再び文書課に移管され、外務省外交史料館（同年四月開館）で行うこととなつた。この間、編纂事業に多大の貢献をされた張間利春元参事官を失つたのは、きわめて心残りのことであつた。

さらに外交文書編纂の質を高め、担当各部門の関連を密にするために、昭和四五年一二月から「日本外交文書編纂委員会」を組織し、細谷千博一橋大学教授（現国際大学副学長）を委員長とし、小林龍夫国学院大学教授、白井勝美九州大学助教授（現筑波大学教授）を委員として、その援助を得て、さまざまな角度から編纂内容を討議し、爾来原則として毎月一回の会合を開き今日に至つてゐる。この体制は今後の昭和期外交文書の編纂に当つても継続され、その質的向上にも貢献していくものと考えられる。

大正期外交文書の編纂・刊行をふりかえつて特記すべきことは、これと併行して昭和期の一部にも着手したことで、既に満州事変と海軍軍縮会議関係の特集が公刊されている。前者は別巻も含め全七冊から

成り、昭和五二年から五六年にかけて完成した。満州事変をめぐる重要な史料がほぼ完全に整理されたことは、今後の昭和期関係史料集の編纂・刊行にも寄与するところが大きい。この「満州事変」特集については、白井委員らとともに編纂を担当した清水秀子事務官（昭和五八年没）による要領を得た解説が発表されており、本史料館報創刊号に再録のうえ改めて紹介したので参照願いたい。また後者も『ロンドン海軍會議経過報告書』（昭和五四年三月刊）から『一九三五年ロンドン海軍會議経過報告書』（昭和六一年一月刊）に至るまで、さらにロンドン軍縮會議に先行するジュネーヴ海軍軍備制限會議に関する史料も含め八冊が刊行され、海軍軍縮會議の全貌を見渡すことができるようになった。

一〇

右のように昭和期外交文書の展望も一部は開けているのであるが、最後に今後全面的にこの時期の編集に取組むに当つての問題点などに触れておきたい。

先ず昭和期外交文書の編纂に当つてもつとも困惑するのは、大量の根本史料が欠落していることである。外務省創設以来第二次大戦終了までの当外交史料館所蔵記録は約四万八千冊あり、大別すると、明治・大正期が約二万一千冊、昭和期が約二万六千冊となる。単純にみると昭和期の方が多く、編纂にも支障がないように思われるが、実はアル

ファベット順に十六門に分類されているファイルのうち、A門（政治・外交）、B門（条約）という重要な部門の大半が欠落しており、これが明治・大正期の編纂方式を継続するのに困難な最大の要因となつてゐる。勿論、明治・大正期の基礎史料もかなり失われているが、昭和期のそれに比すれば軽微である。昭和期の重要な記録が失われたのは、一九四五（昭和二〇）年五月一八月の時点であり、同年五月二十五日の夜の空襲により、外務省庁舎は「耐爆ビル」及び記録書庫を残して悉く炎上し、各主管局課に保管中の文書も焼失した。疎開中の旧記録は無事であったが、広島に原爆が投下された翌八月七日、記録の処理に関し重大な決定がなされた。すなわち「外務省記録文書ハ其ノ内容ノ如何ヲ問ハス如何ナル事態ニ於テモ之ヲ第三者ノ利用ニ委スルカ如キコトアルヘカラス」（八月七日決裁「外務省文書処理方針及臨時外務省文書委員会ノ設置ニ関スル件」との見地から、内部に若干の反対論もあつたが、焼却措置をとることがきまり、疎開地及び本省において非常焼却に付せられ五月の戦災とあわせて六六九八冊の重要記録が失われた。

このようないくつかの重要文書の欠落をどのように埋め、筋の通つた外交文書集とするかは、昭和期の編纂を目前に控えた五、六年前から、編纂委員会でもしばしば論議され、その結果左の方針をとることになった。前述の通り、昭和期の対欧米国際関係史料のうち、日英・日米・日ソ間をはじめ主要欧米諸国との交渉史料は大半が喪失しており、大正期までのよう年に各年別の編年方式をとるのが困難である。一方、中国

関係史料も重要な基本的文書は焼失しているとはいへ、対欧米関係史料に比べれば残存記録が多い。さらに松本忠雄元政務次官が戦前筆写し、保存していしたいわゆる「松本記録」の大部分が対中国関係事項で占められているため、同記録による史料の補填も可能である。そこで、対中国関係史料を原則として従来と同じ編年方式で編纂し、これを第一部とし、他の対欧米関係史料を第二部とし、これを数年間にわたる時期をカヴァーする多年度方式とする。

この方法は、一つは記録の残存状況と、もう一つは昭和時代の外交に占める中国問題の重視という視点にも係わっている。そこで昭和期外交文書の編纂に際し、編年と多年度の両方式を併用するに当り、時期区分の問題が前提となる。昭和期日本の対外関係は中国問題を中心として展開されることが多かったので、時期区分も対中国を軸として次の三期に分けることとした。すなわち、

(1) 一九二七（昭和二）—一九三一（昭和六）
(2) 一九三一（昭和六）—一九三七（昭和一一）
(3) 一九三七（昭和一一）—一九四五（昭和一〇）

の三時期であり、(2)と(3)とで年次が重複しているのは、いつまでもなく前者は満州事変、後者は日中戦争の展開による状況に即応した項目、史料の処理を考慮し、流動性をもたせたためである。

今後の編纂形式としては、右の三期を昭和期I、同II、同IIIというように表現し、対中国、対欧米関係を単に機械的に区分せず、両者の関連性に留意した上で総合的に処理し、編纂を進めてゆくこととする。

右の編纂方式に基づき最初に刊行したのが、「日本外交文書昭和期I 第二部第一巻」（昭和六二年三月刊行）であり、同巻は、「戦争拠棄に関する条約（不戦条約）締結問題」と「日米仲裁裁判条約及び調停条約締結交渉」関係文書で構成されている。これに引きいて、対中国関係文書を中心とした『日本外交文書昭和期I第一部第一巻』が昭和六三年度中に刊行の運びとなる予定である。

なお今後の編纂に当っては、従来の経験を活かし、また最近学界から寄せられる関心や期待にも応えられるようなものにしたいと、編纂の衝にあたるものとして念願していく。

注

- (1) 外務省調査部第一課「外交史料編纂事業ニ就テ」（昭和十四年四月）四〇一四一頁。
- (2) 『外務省の百年』下巻（昭和四四年、原書房）一一〇二一一四頁。
- (3) 田井勝美「外務省記録と『日本外交文書』」（「みすゞ」一一〇〇号、昭和五一年）五八頁。
- (4) 『外務省の百年』下、一二九五頁。
- (5) 同上一三〇五頁。
- (6) 田井前掲五九頁。
- (7) Mario Toscano, *The History of Treaties and International Politics* (Baltimore, 1966) p. 332

(付記) 本稿は、二、三の参考文献のほかはほとんど外務省所蔵の関連記録に依拠している。従つて重要な事項でも資料の裏付けがない場合には敢えて省略せざるをえなかつたし、他に触れるべき事実もあろうかと思われる。これらの点につき御存知の方は、外交史料館まで御一報頂ければ幸いである。

なお参考のため、次に、現在までの『日本外交文書』刊行一覧を掲載しておくる。

(外交文書編纂室)

『日本外交文書』刊行一覽

(昭和六十三年三月現在)

卷

『明治期』

第一卷

冊

第一冊

發行年・月

(昭和)

第二冊
第一冊

第三冊

第十一卷 第十二卷 第十九卷 第八卷 第七卷 第六卷 第五卷 第四卷 第三卷

24	25	24	15	15	14	14	14	13	13	13	13	13	12	11	11	11
.
12	3	12	9	6	11	6	3	12	9	3	2	11	10	6	6	6

第十三卷	第十四卷	第十五卷	第十六卷	第十七卷	第十八卷	第十九卷	第二十卷	第二十一卷	第二十二卷	第二十三卷	第二十四卷	第二十五卷	第二十六卷	第二十七卷	第二十八卷	第二十九卷	第三十一卷
------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

第二冊	第一冊																
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

29	29	29	29	28	28	28	28	27	27	27	27	26	24	22	27	25	26	26	26	25
.
9	9	3	1	10	10	3	3	8	7	3	3	10	3	3	12	3	3	3	3	12

第三十二卷	第三十三卷別冊	第三十四卷	第三十五卷	第三十六卷	第三十七卷	第三十八卷	第三十九卷	第四十卷	第四十一卷	第四十二卷	第四十三卷	第四十四卷	第四十五卷	第四十六卷	第四十七卷	第四十八卷	第四十九卷	第五十卷	第五十一卷	第五十二卷
-------	---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------

第二冊	第一冊	V	IV	III	II	I	第三十九卷	第四十卷	第四十一卷	第四十二卷	第四十三卷	第四十四卷	第四十五卷	第四十六卷	第四十七卷	第四十八卷	第四十九卷	第五十卷	第五十一卷
-----	-----	---	----	-----	----	---	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------

34	34	35	35	34	34	33	34	33	33	33	32	32	32	31	32	31	31	31	31	30
.
11	10	8	3	3	10	12	3	9	7	3	12	10	3	3	4	10	3	1	12	

第四十卷	第一冊	別冊 會議錄
第四十一卷	第二冊	別冊 經過概要
第四十二卷	第三冊	別冊 通商條約と通商政策の変遷
第四十三卷	第一冊	追補
第四十四卷	第二冊	通商條約關係
第四十五卷	第一冊	第一卷 第一冊
第四十四・四五卷別冊	第二冊	第二卷 第二冊
清國事變（辛亥革命）		第三卷 第三冊
明治年間追補		
明治年間追補 第一冊		
明治年間追補 第二冊		
條約改正關係		
第一卷		
第二卷		
第三卷		
第四卷		

25	20	17	16	38	38	36	38	38	38	37	37	36	36	36	35
8	2	7	6	10	2	1	12	3	1	8	3	1	11	7	2

大正四年	大正三年	大正二年	大正二年	大正一期	海牙万国平和會議關係	第一卷	第一卷	第一冊	第二冊	第三冊	別冊 會議錄
第二冊	第一冊	第三冊	第二冊								別冊 經過概要

41	41	41	40	40	40	39	39	30	30	29	29	29	28	26	25	23
8	3	3	8	3	3	9	3	11	3	12	10	3	11	3	6	12

大正九年																
第三冊	第一冊	第二冊	第一冊	第一冊	第三冊	第二冊	第一冊	第一冊	第二冊	第一冊	第二冊	第一冊	第一冊	第二冊	第三冊	第一冊
上卷	下卷	上卷	下卷	上卷	下卷	上卷	下卷	上卷	下卷	上卷	下卷	上卷	上卷	下卷	上卷	上卷

48	48	47	47	46	46	45	45	45	44	44	43	43	42	42	42	43
10	3	12	8	12	8	3	9	3	1	10	7	3	12	8	3	1

大正十年	第三冊	下卷
第一冊	上卷	
第二冊	下卷	
第三冊	上卷	
第三冊	下卷	

47	46	62	60	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	51	50	50	49	49	49
·	·	·	·	·	3	3	3	3	3	3	3	1	3	1	9	3	2	3	2

對米移民問題経過概要附屬書	海軍軍備制限條約	下
ワシントン会議軍備制限問題	枢密院審査記録	
ワシントン会議極東問題	経過報告書	
ワシントン会議 上	一九三五年ロンドン海軍會議	
ワシントン会議 下	一九三五年ロンドン海軍會議	

58	57	57	54	56	56	55	54	53	52	52	63	53	52	51	49	48	
·	·	·	3	3	3	10	8	12	3	11	3	3	7	8	3	3	3

海軍軍備制限條約	枢密院審査記錄	下
国際連盟一般軍縮會議報告書	第一卷	
一九三五年ロンドン海軍會議		
一九三五年ロンドン海軍會議		
経過報告書		

58	28	30	26	63	61	59	59	59
·	·	·	3	3	11	3	3	9